

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	3 災害援護資金貸付																																
支 援 の 種 類	貸付																																
支 援 の 内 容	●災害により負傷又は住居、家財の損害を受けた方に対して、災害弔慰金の支給等に関する法律及び伊達市災害弔慰金の支給等に関する条例に基づき、生活の再建に必要な資金を貸し付けます。 貸付限度額等は次のとおりです。 <table><tr><td rowspan="10">貸付限度額</td><td colspan="2">①世帯主に1か月以上の負傷がある場合</td></tr><tr><td>ア 当該負傷のみ</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 家財の3分の1以上の損害</td><td>250万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の半壊</td><td>270万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全壊</td><td>350万円</td></tr><tr><td colspan="2">②世帯主に1か月以上の負傷がない場合</td></tr><tr><td>ア 家財の3分の1以上の損害</td><td>150万円</td></tr><tr><td>イ 住居の半壊</td><td>170万円</td></tr><tr><td>ウ 住居の全壊(エの場合を除く)</td><td>250万円</td></tr><tr><td>エ 住居の全体の滅失又は流失</td><td>350万円</td></tr><tr><td>貸付利率</td><td colspan="2">連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%</td></tr><tr><td>据置期間</td><td colspan="2">6年以内(特別の場合8年)</td></tr><tr><td>償還期間</td><td colspan="2">13年以内(据置期間を含む)</td></tr></table>			貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合		ア 当該負傷のみ	150万円	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円	ウ 住居の半壊	270万円	エ 住居の全壊	350万円	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合		ア 家財の3分の1以上の損害	150万円	イ 住居の半壊	170万円	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円	貸付利率	連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%		据置期間	6年以内(特別の場合8年)		償還期間	13年以内(据置期間を含む)	
貸付限度額	①世帯主に1か月以上の負傷がある場合																																
	ア 当該負傷のみ	150万円																															
	イ 家財の3分の1以上の損害	250万円																															
	ウ 住居の半壊	270万円																															
	エ 住居の全壊	350万円																															
	②世帯主に1か月以上の負傷がない場合																																
	ア 家財の3分の1以上の損害	150万円																															
	イ 住居の半壊	170万円																															
	ウ 住居の全壊(エの場合を除く)	250万円																															
	エ 住居の全体の滅失又は流失	350万円																															
貸付利率	連帯保証人を立てた場合、無利子 連帯保証人を立てない場合、年1.5%																																
据置期間	6年以内(特別の場合8年)																																
償還期間	13年以内(据置期間を含む)																																
活用できる方	●以下のいずれかの被害を受けた世帯の世帯主が対象です。 ①世帯主が災害により負傷し、その療養に要する期間がおおむね1か月以上 ②家財の被害金額がその家財の価額のおおむね3分の1以上の損害 ③住居が半壊又は全壊若しくは住宅の全部が滅失又は流出 ●所得制限があります。 <table><tr><td>世帯人員</td><td>市町村民税における前年の総所得金額</td></tr><tr><td>1人</td><td>220万円</td></tr><tr><td>2人</td><td>430万円</td></tr><tr><td>3人</td><td>620万円</td></tr><tr><td>4人</td><td>730万円</td></tr><tr><td>5人以上</td><td>1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。</td></tr></table>			世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額	1人	220万円	2人	430万円	3人	620万円	4人	730万円	5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																		
世帯人員	市町村民税における前年の総所得金額																																
1人	220万円																																
2人	430万円																																
3人	620万円																																
4人	730万円																																
5人以上	1人増すごとに730万円に30万円を加えた額。 ただし、住居が滅失した場合は1,270万円とします。																																
お 問 合 せ 先	健康福祉部社会福祉課 024-575-1264																																

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	4 被災者生活再建支援制度																					
支 援 の 種 類	給付																					
支 援 の 内 容	●災害により住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に対して支援金を支給します。 ●支給額は、下記の2つの支援金の合計額になります。 (世帯人数が1人の場合は、各該当欄の金額が3/4になります。) ■住宅の被害程度に応じて支給する支援金(基礎支援金) <table><tr><td></td><th colspan="2">住宅の被害程度</th></tr><tr><td></td><th>全壊等</th><th>大規模半壊</th></tr><tr><td>支給額</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ■住宅の再建方法に応じて支給する支援金(加算支援金) <table><tr><td></td><th colspan="3">住宅の再建方法</th></tr><tr><td></td><th>建築・購入</th><th>補修</th><th>賃借 (公営住宅を除く)</th></tr><tr><td>支給額</td><td>200万円</td><td>100万円</td><td>50万円</td></tr></table> ※一旦住宅を賃借した後、自ら居住する住宅を建設・購入(又は補修)する場合は、合計で200(又は100)万円。		住宅の被害程度			全壊等	大規模半壊	支給額	100万円	50万円		住宅の再建方法				建築・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)	支給額	200万円	100万円	50万円
	住宅の被害程度																					
	全壊等	大規模半壊																				
支給額	100万円	50万円																				
	住宅の再建方法																					
	建築・購入	補修	賃借 (公営住宅を除く)																			
支給額	200万円	100万円	50万円																			
活用できる方	●住宅が全壊等(※)又は大規模半壊した世帯が対象です。 (※)下記の世帯を含みます。 ■住宅が半壊し、又は住宅の敷地に被害が生じた場合で、当該住宅の倒壊防止、居住するために必要な補修費等が著しく高額となること、その他これらに準ずるやむを得ない事由により、当該住宅を解体し、又は解体されるに至った世帯 ■噴火災害等で、危険な状況が継続し、長期にわたり住宅が居住不能になった世帯(長期避難世帯)																					
お 問 合 せ 先	市民生活部環境防災課 024-575-1197																					

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●生活・身の回りのことについて

～生活環境について～

①室内の環境

- ・定期的な清掃を行うこと心がけましょう。
- ・病気の方、高齢の方に配慮しつつ、寒気十分に配慮して換気をしましょう。
- ・避難生活が長期になると、布団にダニが繁殖しやすいため、定期的な清掃のほか、できれば、布団・毛布等の日干しを行うことが望ましいです。

②屋外の環境

- ・避難所のゴミは定期的収集して、避難所外の見捨てられた場所において管理してください。

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	5 生活福祉資金制度による貸付																
支援の種類	融資																
支援の内容	●生活福祉資金は、金融機関等からの借入が困難な低所得世帯、障害者や要介護者のいる世帯に対して、経済的な自立と生活の安定を図るために必要な経費を貸し付けるものです。 ●生活福祉資金には、災害を受けたことにより臨時に必要な費用の貸付(福祉費)、災害等によって緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった場合の小口の貸付(緊急小口資金)の貸付があります。これらの貸付限度額等は次のとおりです。 【福祉費】 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>150万円(目安)</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>6か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>7年以内(目安)</td></tr> </table> 【緊急小口資金】 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>10万円</td></tr> <tr> <td>貸付利率</td><td>無利子</td></tr> <tr> <td>据置期間</td><td>2か月以内</td></tr> <tr> <td>償還期間</td><td>8か月以内</td></tr> </table> ●このほか、生活福祉資金には、総合支援資金、教育支援資金、不動産担保型生活資金があります。	貸付限度額	150万円(目安)	貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%	据置期間	6か月以内	償還期間	7年以内(目安)	貸付限度額	10万円	貸付利率	無利子	据置期間	2か月以内	償還期間	8か月以内
貸付限度額	150万円(目安)																
貸付利率	連帯保証人を立てた場合:無利子 連立保証人を立てない場合:年1.5%																
据置期間	6か月以内																
償還期間	7年以内(目安)																
貸付限度額	10万円																
貸付利率	無利子																
据置期間	2か月以内																
償還期間	8か月以内																
活用できる方	●低所得世帯、障害者のいる世帯、要介護者のいる世帯 ●災害弔慰金の支給等に関する法律の災害援護資金の対象となる世帯は適用除外																
お問合せ先	伊達市社会福祉協議会 健康福祉部社会福祉課 024-576-4050 024-575-1264																

【被災地での健康を守るための一口メモ】

●生活・身の回りのことについて

～トイレの衛生について～

- ・利用者の数に応じた手洗い場とトイレを設置しましょう。やむを得ない場合には、野外にトイレゾーンを設けることも可能ですが、排泄物による環境汚染が発生しないよう工夫してください。可能な限り男性用、女性用を分けるなど利用しやすいようにしましょう。
- ・使用後は、流水の利用できるときは手指を流水・石鹸で洗い、消毒を励行しましょう。
- ・トイレは、定期的な清掃、消毒を行いましょう。

【当面の生活資金や生活再建の資金が必要】

支援策の名称	6 母子寡婦福祉貸付金
支援の種類	融資
支援の内容	●母子寡婦福祉資金の貸付を受けた方が、災害により償還が著しく困難になった場合、償還金の支払いが1年以内で猶予される場合があります。 ●住宅に被害を受けた方が、被災後1年以内に貸付を受けた事業開始資金、事業継続資金、住宅資金については、貸付けの日から2年を超えない範囲で据置期間を延長できます。
活用できる方	●母子福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) ①母子家庭の母(配偶者のない女子で現に児童を扶養している方) ②母子福祉団体(法人) ③父母のいない児童(20歳未満) ●寡婦福祉資金(以下のいずれかに該当する方が対象です。) ①寡婦(かつて母子家庭の母であった者) ②40歳以上の配偶者のいない女子であって、母子家庭の母及び寡婦以外の者
お問合せ先	県北保健福祉事務所伊達福祉相談コーナー こども支援課 024-582-2211 024-577-3128

支援策の名称	7 厚生年金等担保貸付、労災年金担保貸付等						
支援の種類	融資						
支援の内容	●恩給・共済年金、厚生年金、労災年金等を担保に、教育費や居住関係費、事業資金等を融資するものです。 ●貸付限度額等は次のとおりです。 <table border="1"> <tr> <td>貸付限度額</td><td>250万円以内(ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)</td></tr> <tr> <td>対象経費</td><td>住宅などの資金や事業資金</td></tr> <tr> <td>保証人等</td><td>年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要</td></tr> </table> ※金利については株式会社日本政策金融公庫、独立行政法人福祉医療機構にご確認ください。	貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)	対象経費	住宅などの資金や事業資金	保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要
貸付限度額	250万円以内(ただし、恩給・共済年金の場合は年額の3年分以内)						
対象経費	住宅などの資金や事業資金						
保証人等	年金証書を預けるとともに、1名以上の連帯保証人が必要						
活用できる方	●年金受給者の方が対象です。						
お問合せ先	株式会社日本政策金融公庫 独立行政法人福祉医療機構 024-523-2341 03-3438-0224						